

特別技術委員会・特別調査専門委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 本委員会は、部門横断的、あるいは内外分野も含めた分野横断的な研究調査活動の具体的遂行にあたる。

(設 置)

第2条 特別技術委員会の設置については、研究調査会議へ設置趣意書を提出し、審議の上で理事会の承認を得ることとする。特別調査専門委員会の設置については、研究調査会議へ設置趣意書を提出し、承認を得ることとする。

1 特別技術委員会

- 1 下部組織として、特別調査専門委員会を設置することができる
- 2 設置期間は必要な期間とし、期限は設けない

2 特別調査専門委員会

- 1 設置期間は3年以内とし、活動を終了する際には、解散報告書を研究調査会議に提出し、承認を受けるものとする。

(審議事項)

第3条 審議事項は次の各項とする。

- 1 電気に関連する新領域分野あるいは複数の横断的な分野の実践的な研究調査
- 2 具体的な研究調査事項の決定
- 3 専門委員会の新設・廃止・統合および活動内容の変更等に関する審議
- 4 技術会合等の開催による社会への情報発信・提言
- 5 専門委員会相互間の連絡・調整
- 6 その他、当該技術分野の発展、特別調査専門委員会の活動等に資する事項

(特別調査専門委員会の役割)

第4条 特別技術委員会の下部組織である特別調査専門委員会は、それぞれの設置趣意に沿った活動を効果的かつ円滑に遂行する。

(構 成)

第5条 各委員会の構成は次による。

1 特別技術委員会

委員長	1名
副委員長	必要に応じ1名
第1号委員	部門長および各部門から適任者1~2名、必要に応じ外部委員として他分野・他学会関係者を加える
第2号委員	当該技術委員会内の専門委員会委員長
幹事	1~2名

2 特別調査専門委員会

委員長	1名
委員	委員会が必要と認めた人数
幹事	1~2名

幹事補佐 必要に応じ1名

(委員の選定)

第6条 各委員会の構成員の選定は次による。

- 1 特別技術委員会委員は、各部門役員会が適任者を1~2名推薦し、会長名で委嘱する。委員長・副委員長は、研究調査会議が正員の中から適任者を選定し、会長名で委嘱する。
- 2 特別調査専門委員会の委員長・委員は、当該技術委員会が選定し、会長名で委嘱する。ただし、委員長は正員とする。
2. 特別技術委員会・特別調査専門委員会の幹事・幹事補佐は、それぞれ当該委員会の委員長が選定し、会長名で委嘱する
3. 委員選定手続きの詳細は、別に細目に定める。

(任期)

第7条 部門長を除く特別技術委員会の第1号委員の任期は3年とし、3月末に改選する。再任は妨げないが、原則として引き続き2期を超えてはならない。

2. 特別調査専門委員会の委員・幹事・幹事補佐の任期は、研究調査の終了とともに終わる。

(成果報告)

第8条 特別調査専門委員会は、所定の活動を完了する際に、次の各号のいずれかの成果報告を出すことができるものとする。

- 1 技術報告に準じたものの発行
- 2 技術報告単行本に準じたものの発行
- 3 研究会に準じた会での発表
- 4 全国大会または部門大会シンポジウムでの発表
- 5 研究調査会議が認めた上記以外の技術会合

(委員会の開催)

第9条 各委員会は委員会の活動計画に従い、適宜開催する。なお、委員会の招集は、委員長名で構成員に通知する。

(運営)

第10条 運営要領は次による。

- 1 委員は議決事項の円滑な運営にあたる。
- 2 幹事は、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行う。
- 3 委任状を含め3分の2以上の出席がなければ議決を行うことができない。
- 4 議事は特別の規定がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第11条 各委員会の議事録は、幹事あるいは担当委員が作成し保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成23年10月6日、理事会において承認制定。
2. 本運営要項は平成23年10月6日より施行する。